

「銀河のしずく」ロゴマーク等使用管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩手県に帰属する「銀河のしずく」のロゴマーク及びロゴタイプ（以下「ロゴマーク等」という。）の商標権及び著作権に基づくロゴマーク等の適正な使用の確保に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可及び管理を行う機関)

第2条 ロゴマーク等の使用許可及び管理は、岩手県が行う。

(使用権限)

第3条 ロゴマーク等は、次に掲げる場合に使用できるものとする。

- (1) 米穀販売業者等が「銀河のしずく」の販売等のため米袋に使用するとき。
- (2) 「銀河のしずく」の認知度向上等のため米袋以外に使用するとき。

(表示)

第4条 前条の規定によるロゴマーク等の表示は、別記「「銀河のしずく」基本デザインマニュアル」（以下「マニュアル」という。）のとおりとする。

(使用の申請)

第5条 第3条の規定によりロゴマーク等を使用しようとする者は、あらかじめ岩手県農林水産部県産米戦略室長（以下「県産米戦略室長」という。）に「銀河のしずく」ロゴマーク等使用申請書（別記様式1）を提出し、許可を受けなければならない。

(使用の許可)

第6条 県産米戦略室長は、ロゴマーク等使用申請書の提出があったときは、次に掲げる審査基準に基づきその内容を審査し、いずれにも該当しない場合は「銀河のしずく」ロゴマーク等使用許可書（別記様式2）（以下「許可書」という。）により使用を許可する旨を、いずれかに該当する場合は「銀河のしずく」ロゴマーク等商標使用不許可通知書（別記様式3）により使用を許可しない旨を通知するものとする。

- (1) ロゴマーク等の使用によって商品の品質の誤認又は他社の商品との混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (2) 「銀河のしずく」基本デザインマニュアルに合致していないと認められるとき。

- (3) 宗教的行事、政治活動、暴力団活動等に使用するおそれがあると認められるとき。
 - (4) ロゴマーク等の使用によって迷惑行為その他社会的な問題が生じるおそれがあるとき。
 - (5) 米袋に使用する場合は、当該米袋により包装しようとする米が別に定める品質目標を達成していないと認められるとき。
 - (6) その他ロゴマーク等の使用が適当でないと認められるとき。
- 2 県産米戦略室長は、前項の規定によりロゴマーク等の使用の許可（以下「使用許可」という。）をするに当たり、必要と認める場合は条件を付することができる。

（使用上の遵守事項）

第7条 使用許可を受けた者（以下「ロゴマーク等使用者」という。）は、ロゴマーク等の使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた目的以外の目的に使用しないこと。
- (2) 関係法令を遵守すること。
- (3) ロゴマーク等の使用に関する事故、苦情等については、誠意をもってその責任の下に必要な措置を講じること。
- (4) 第三者が商標権を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、ただちに岩手県に連絡すること。
- (5) ロゴマーク等の使用に係る第三者との係争、審判、訴訟等について、岩手県に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度岩手県と協議して決定すること。
- (6) ロゴマーク等を付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、岩手県に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- (7) 岩手県がロゴマーク等の使用に関し調査を行う場合は、報告を求められた内容を回答しなければならない。また、岩手県に提出を求められた商品及びその他資料を提出しなければならない。
- (8) ロゴマーク等の使用に当たり、故意又は過失により岩手県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を岩手県に賠償すること。
- (9) ロゴマーク等を「銀河のしずく」の販売等のため米袋に使用する場合は、岩手県がロゴマーク等使用者に発行する認定番号を米袋に八ポイント以上の文字で表示し、「銀河のしずく」の仕入先及び仕入れ数量が確認できる資料を2年間保管しなければならない。

（使用許可の変更）

第8条 ロゴマーク等使用者は、使用許可を受けた事項に変更が生じるときは、「銀河のしずく」ロゴマーク等使用許可変更申請書（別記様式4）に許可書及び変更後の見本（見本を添付できない場合は、ロゴマーク等を使用する商品等が確認できる

写真、図案等)を添えて県産米戦略室長に提出し、改めて変更後の許可書の交付を受けなければならない。

(使用の中止)

第9条 ロゴマーク等使用者は、ロゴマーク等を使用する必要がなくなったときは、「銀河のしずく」ロゴマーク等使用中止届(別記様式5)に許可書(変更があったときは、変更後のもの)を添えて県産米戦略室長に届け出なければならない。

(使用許可の取消し)

第10条 岩手県は、ロゴマーク等使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

(1) ロゴマーク等使用者がこの要綱の規定に違反したとき。

(2) ロゴマーク等使用者が第6条第1項に定める使用許可の審査基準のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) その他「銀河のしずく」のイメージに重大な支障を及ぼす行為があったとき。

2 前項の規定により使用の許可が取り消しになった者は、使用許可の取消し後2週間以内に、商品等を廃棄しなければならない。

3 岩手県は、ロゴマーク等使用者が第1項の規定により使用許可を取り消され、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(ロゴマーク等使用者の公表)

第11条 岩手県は、ロゴマーク等が「銀河のしずく」の販売等のため米袋に使用される場合、ロゴマーク等使用者について、次の事項を公表する。

(1) 使用許可日

(2) 岩手県がロゴマーク等使用者に発行した認定番号

(3) ロゴマーク等使用者の氏名

(4) ロゴマーク等の使用が中止又は使用許可が取り消された場合、その理由

2 岩手県は、前項の規定による公表に伴い、ロゴマーク等使用者に不利益が生じても、その補償の責めを負わない。

3 第1項の規定による公表の手段は、岩手県ホームページの利用によるものとする。

(使用料)

第12条 ロゴマーク等の使用料は、無料とする。

(権利譲渡の禁止)

第13条 ロゴマーク等使用者は、使用許可の権利を第三者に譲渡し、又は再許諾することができない。

(適正使用の確保)

第14条 県産米戦略室長は、ロゴマーク等の使用状況について、ロゴマーク等使用者に対し、必要に応じて報告を求め、又は検査を行うことができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項は、岩手県が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月8日から施行する。

(別記様式1)(第5条関係)

平成 年 月 日

岩手県農林水産部県産米戦略室長 様

住 所：(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)
氏 名：(法人、団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名) ㊤
担当者名：
電話番号：
E-mail：

「銀河のしずく」ロゴマーク等使用申請書

「銀河のしずく」ロゴマーク等使用管理要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、使用にあたっては、「銀河のしずく」ロゴマーク等使用管理要綱の規定を遵守することを誓約します。


記


- 1 申請者(法人、団体)の概要
- 2 使用目的(品目・イベント名など)
- 3 使用する形態
 - (1) 使用を希望するロゴマーク等デザインは、別紙1、別紙2から選択(○印)し、添付すること。
 - (2) ロゴマーク等の配置等を示した制作物の図案を添付すること。
- 4 使用数量(制作物の数・印刷部数など)
- 5 使用期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
- 6 「銀河のしずく」の仕入先(予定も含む)
名称() 住所()
※ 販売等(PRのための無償配布を含む)のため米袋(袋以外の包装資材を含む)に使用する場合以外は記載不要
- 7 その他特記事項

(別記様式1 別紙1)

使用を希望するロゴマーク等デザインの選択欄に○印すること。

基本ロゴマーク (カラー)	
選択欄	
	
<p>銀河のしずく</p> <p><small>Ginga no Shizuku</small></p>	

基本ロゴマーク (モノクロ グレースケール)	
選択欄	
	
<p>銀河のしずく</p> <p><small>Ginga no Shizuku</small></p>	

基本ロゴマーク (モノクロ 2階調)	
選択欄	
	
<p>銀河のしずく</p> <p><small>Ginga no Shizuku</small></p>	

ロゴマーク (縦組み)	
選択欄	
	
<p>銀河のしずく</p> <p><small>Ginga no Shizuku</small></p>	

ロゴマーク (横組み)	
選択欄	
	
<p>銀河のしずく</p> <p><small>Ginga no Shizuku</small></p>	

(別記様式1 別紙2)

ロゴタイプ (縦組み)	
選択欄	
銀 河 の し ず く Ginga no Shizuku	

ロゴタイプ (横組み)	
選択欄	
銀 河 の し ず く Ginga no Shizuku	

ロゴマーク単体 (縦組み)	
選択欄	
	

ロゴマーク単体 (横組み)	
選択欄	
	

(別記様式2)(第6条関係)

県米第 号
平成 年 月 日

(申請者) 様

岩手県農林水産部県産米戦略室長

「銀河のしずく」ロゴマーク等使用許可書

平成 年 月 日付けで申請のあったこのことについて、下記のとおり使用を許可します。

なお、使用にあたっては、「銀河のしずく」ロゴマーク等使用管理要綱の規定を遵守してください。

記

- 1 申請者
(住所及び氏名)
- 2 使用目的
- 3 使用する形態
- 4 使用数量
- 5 使用期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
- 6 米袋に表示する認定番号
ロゴマーク認定 号
- 7 その他特記事項

(別記様式3)(第6条関係)

県米第 号
平成 年 月 日

(申請者) 様

岩手県農林水産部県産米戦略室長

「銀河のしずく」ロゴマーク等の使用不許可通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった「銀河のしずく」ロゴマーク等使用申請について、下記の理由により不許可としたので通知します。

記

不許可の理由

(別記様式4)(第8条関係)

平成 年 月 日

岩手県農林水産部県産米戦略室長 様

住 所：(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)
氏 名：(法人、団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名) ㊤
担当者名：
電話番号：
E-mail：

「銀河のしずく」ロゴマーク等使用許可変更申請書

平成 年 月 日に使用許可を受けた事項について、下記のとおり変更したいので、「銀河のしずく」ロゴマーク等使用管理要綱第8条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 使用許可番号(許可書の文書番号)
- 2 使用許可商品等
- 3 変更する事項
※使用許可書及び変更後の商品等の見本(実物または写真、図案等)を必ず添付すること。
- 4 変更の理由
- 5 備考

(別記様式5)(第9条関係)

平成 年 月 日

岩手県農林水産部県産米戦略室長 様

住 所：(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)
氏 名：(法人、団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名) ㊞
担当者名：
電話番号：
E-mail：

「銀河のしずく」ロゴマーク等使用中止届

平成 年 月 日に許可を受けたロゴマーク等の使用を中止するので、
「銀河のしずく」ロゴマーク等使用管理要綱第9条の規定により、許可書を添えて
届け出します。

記

- 1 使用許可番号(許可書の文書番号)
- 2 使用許可商品等
- 3 使用中止の理由
- 4 備考